

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年12月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 2500068 号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第 2500016 号

第1 結論

1 請求者のA社（現在は、B社）における標準賞与額を、平成18年12月8日は47万7,000円、平成19年7月13日は48万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日及び平成19年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日及び平成19年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成18年12月26日及び平成19年8月27日の標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

3 請求者のA社における標準賞与額を、平成23年12月16日は37万円、平成24年7月13日は40万円、同年12月14日は43万円、平成25年7月12日は45万円、同年12月13日は43万円、平成26年7月11日は45万円、同年12月12日は48万円に訂正することが必要である。

平成23年12月16日、平成24年7月13日、同年12月14日、平成25年7月12日、同年12月13日、平成26年7月11日及び同年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月
③ 平成17年12月
④ 平成18年12月8日

- ⑤ 平成 18 年 12 月
- ⑥ 平成 19 年 7 月 13 日
- ⑦ 平成 19 年 8 月 27 日
- ⑧ 平成 23 年 12 月 16 日
- ⑨ 平成 24 年 7 月 13 日
- ⑩ 平成 24 年 12 月 14 日
- ⑪ 平成 25 年 7 月 12 日
- ⑫ 平成 25 年 12 月 13 日
- ⑬ 平成 26 年 7 月 11 日
- ⑭ 平成 26 年 12 月 12 日

請求期間①から④まで、⑥、⑧から⑭までについて、A社から賞与の支払を受けていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。請求期間⑤及び⑦については、賞与の支払を受けていなかったので、当該期間に係る標準賞与額の記録を取り消してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間④及び⑥について、A社の元事業主の陳述、日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）、同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳並びに請求者から提出された源泉徴収票を基に総合的に判断すると、請求者は、請求期間④に 48 万 8,000 円、請求期間⑥に 50 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、上記同僚の賞与明細書において、厚生年金保険料控除額は、従前の厚生年金保険料率を用いて算出していることが確認できることから、請求者についても同様の料率を用いて計算した結果、請求期間④は 47 万 7,000 円、請求期間⑥は 48 万 8,000 円に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④及び⑥の標準賞与額については、請求者から提出された源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間④は 47 万 7,000 円、請求期間⑥は 48 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月 8 日及び平成 19 年 7 月 13 日の賞与について、請求内容どおりの賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間⑤及び⑦について、社会保険オンラインシステムの記録によると、請求者のA社における標準賞与額が、平成18年12月26日は28万8,000円、平成19年8月27日は30万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、同僚から提出された預金通帳によると、平成18年12月26日及び平成19年8月27日においてA社からの振込は確認できない上、元事業主は、賞与について、支払の対象になっている者には全員同じ日に振込をしており、毎年7月と12月の10日前後の金曜日にそれぞれ1回ずつ支払っていた旨陳述しているところ、上記同僚の預金通帳により、平成18年12月8日及び平成19年7月13日において同社から賞与の振込が確認できることから、請求者においても請求期間⑤及び⑦に同社から賞与が支払われていないことが推認されるため、請求者の同社における当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

- 3 請求期間⑧から⑭までについて、事業主から提出された賞与支給控除一覧表及び請求者から提出された賞与明細書によると、請求者がA社から、請求期間⑧は37万円、請求期間⑨は40万円、請求期間⑩は43万円、請求期間⑪は45万円、請求期間⑫は43万円、請求期間⑬は45万円、請求期間⑭は48万円の賞与の支払を受けていたことは確認できるが、いずれの期間も厚生年金保険料を事業主により控除されていないため、厚生年金特例法による訂正は認められないものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該期間に係る賞与額を保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間①から③までについて、事業主は、当該期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保存していない旨回答している上、請求者は、当該期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与明細書等の資料を所持していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①から③までにおける賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。